

宿泊税更正請求書 記載の手引

1. 特別徴収義務者の方が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告してしまった場合、更正の請求をすることができます。
2. 更正の請求ができるのは、原則として納期限から5年以内*とされています。申告納期限の特例適用の指定を受けている場合は、その特例納期限から5年以内*となります。
*平成23年12月1日以前に納期限が到来している場合については、納期限から1年以内に限り更正請求できます。
3. 更正の請求は、「宿泊税更正請求書」に理由等を明記のうえ、千代田都税事務所または施設の所在地を所管する都税事務所・支庁に提出してください。
更正の請求があった場合、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行います。そのため、帳簿等をお見せいただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

- 申請理由を証明する書類を1部添付してください。詳しくは千代田都税事務所にお問い合わせください。
- 控の必要な方は、あらかじめコピーをとるなどしてから提出してください。控を提出していただいた場合は、受付收受印を押してお返しします。
- 郵送により請求書を提出する場合は、千代田都税事務所へ送付してください。また、控の返送を希望される方は、返信用封筒(切手貼付)を同封してください。
- 請求の結果は60日以内に書面で通知いたします。

提出・問合せ先 千代田都税事務所 事業税課 宿泊税担当
〒101-8520 東京都千代田区内神田 2-1-12
TEL 03-3252-7141(代) 内線 226 / 03-3252-7144(ダイヤルイン)

受付印

記載例

宿泊税更正請求書

都税事務所長
支庁長 宛

1 → 令和 4 年 11 月 21 日

2 → 特別徴収義務者

住 所	〒 163-1234 電話 03 (◆◆◆◆) 1234 新宿区◆◆町1-1-1
氏 名 (名称及び 代表者名)	株式会社 東京観光 代表取締役 東京太郎
証票番号	123456

3 ↓

地方税法第20条の9の3 **第1項**の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。
第2項

4 →

施設	(ふりがな)	しんじゅく◆◆ちょう
	所在地	〒 163 - ◆◆◆◆ 電話 03 (◆◆◆◆) 1234 新宿区◆◆町1-1-1
	(ふりがな)	とうきょうほてる
	名 称	東京ホテル

5 →

更正の請求の 年月分	令和4年10月分	法定納期限	令和4年 10 月 31 日
		申告年月日	令和4年 10 月 19 日
		更正・決定	年 月 日
		判決確定	年 月 日

6 →

区 分	宿泊数		税 額
更正の請求前	税率100円	431 泊	43,100 円
	税率200円	230	46,000
	合 計	661	89,100
更正の請求後	税率100円	431	43,100
	税率200円	23	4,600
	合 計	454	47,700

8 →

更正の請求の理由、請求に至った事情の詳細その他参考となる事項	電算システムへの入力に誤りがあったため。
摘 要	

- 備考 1 この様式は、宿泊税に係る法第20条の9の3第3項に規定する更正請求書として用いること。
 2 令和5年1月1日以後に特別徴収義務が成立する宿泊税に係る更正請求書として用いる場合には、「更正の請求前」の欄中「宿泊数」は記載を要しない。

1 「提出年月日」欄

- 請求書の提出年月日を記載してください。

2 「特別徴収義務者」欄

- 旅館・ホテルの経営者等特別徴収義務者の住所、郵便番号、電話番号、氏名を記載してください。特別徴収義務者が法人の場合には、法人名に加え、代表者の職、氏名も合わせて記載してください。
- 「証票番号」には、特別徴収義務者証票の右肩にある6桁の番号を記載してください。

3 「よりどころとなる条文」欄

- この更正の請求が地方税法第20条の9の3第1項によるものか、同条第2項によるものか、該当する方を丸で囲んでください。
- 申告書を提出した方でその申告に係る税額が過大であること等を知った場合は第1項に、申告書を提出した方及び申告書を提出しなかったため決定を受けた方がその申告又は決定に係る税額が特定の理由によって過大となった場合は第2項に該当します。詳しくは、後述してありますので、そちらをご覧ください。また、不明な点は千代田都税事務所までお問い合わせください。

4 「施設」欄

- 旅館・ホテルの所在地、郵便番号、電話番号、および名称を記載してください。
- ふりがなの欄も必ず記載してください。

5 「更正の請求の月」欄

- 何年何行為月分の更正の請求を行うか記載してください。
- 「法定納期限」の欄には、申告納期限を記載してください。申告納期限は各宿泊行為月の翌月末日ですが、この日が土曜、日曜、祝祭日に当たる場合は、その翌日が申告納期限となります。また、12月の申告納期限は翌年の1月4日（この日が土曜もしくは日曜の場合はその翌日となります。）です。
- 申告納期限の特例適用の指定を受けている場合、「法定納期限」の欄に記載する申告納期限は、下表のようになりますので、注意してください。

宿泊のあった月	申告納期限	宿泊のあった月	申告納期限
3月分	6月末日	9月分	12月末日
4月分		10月分	
5月分		11月分	
6月分	9月末日	12月分	3月末日
7月分		1月分	
8月分		2月分	

- 「申告年月日」は、更正の請求をしようとする行為月分の宿泊税について申告を行った年月日を記載してください。

- 「更正決定」「判決確定」は、地方税法第20条の9の3第2項による更正の請求を行う場合で、当該申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決（判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含みます。）によりその事実がその計算の基礎としたところと異なることが確定した際の、その更正又は決定の年月日を記載してください。

6 「更正の請求前の宿泊数」「更正の請求前の税額」欄

- 更正の請求をする前にすでに申告している宿泊数と税額又は更正、決定を経た宿泊数と税額を税率ごとに記載し、その合計も記載してください。

7 「更正の請求後の宿泊数」「更正の請求後の税額」欄

- 計算誤り等を正した宿泊数と税額を税率ごとに記載し、その合計も記載してください。

8 「請求の理由」欄

- 更正の請求をする理由を具体的に記載してください。
- 更正の請求が可能な場合とは、下の枠内にも書いてありますが、
 - 例① 申告納期限の特例適用の指定を受けていて、翌期の宿泊税額を混入してしまい、納入すべき税額が過大となってしまった場合
 - 例② 税率の適用を誤った場合
 - 例③ 宿泊客から誤って宿泊税額を徴収してしまった場合
 - 例④ 単純な計算の誤り 等が挙げられます。

3 「よりどころとなる条文」について

（更正の請求）

地方税法第20条の9の3 申告納付又は申告納入に係る地方税の申告書（以下本条において「申告書」という。）を提出した者は、当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が地方税に関する法令の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告書に係る地方税の法定納期限から5年以内に限り、総務省令の定めるところにより、地方団体の長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等に関し更正があつた場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等）につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

- 一 当該申告書の提出により納付し又は納入すべき税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）が過大であるとき。
- 二 当該申告書に記載した欠損金額等（当該金額等に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額等）が過少であるとき、又は当該申告書（当該申告書に関し更正があつた場合には、当該更正に係る通知書）に欠損金額等の記載がなかつたとき。
- 三 当該申告書に記載したこの法律の規定による還付金の額に相当する税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）が過少であるとき、又は当該申告書（当該申告書に関し更正があつた場合には、当該更正に係る通知書）に当該還付金の額に相当する税額の記載がなかつたとき。

- 2 申告書を提出した者又は申告書に記載すべき課税標準等若しくは税額等につき決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合（申告書を提出した者については、当該各号に掲げる期間の満了する日が前項に規定する期間の満了する日後に到来する場合に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間において、その該当することを理由として同項の規定による更正の請求（第72条の48の2第5項及び第72条の50第3項を除き、以下「更正の請求」という。）をすることができる。
- 一 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実に関する訴えについての判決（判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。）により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき。その確定した日の翌日から起算して2月以内
 - 二 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算に当たつてその申告をし、又は決定を受けた者に帰属するものとされていた所得その他課税物件が他の者に帰属するものとする当該他の者に係る地方税の更正、決定又は賦課決定があつたとき。当該更正、決定又は賦課決定があつた日の翌日から起算して2月以内
 - 三 その他当該地方税の法定納期限後に生じた前二号に類する政令で定めるやむを得ない理由があるとき。当該理由が生じた日の翌日から起算して2月以内
- 3 更正の請求をしようとする者は、その請求に係る更正前の課税標準等又は税額等、当該更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至つた事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を地方団体の長に提出しなければならない。
(第4項以下省略)

1. 地方税法第20条の9の3第1項による更正の請求

(1) 更正の請求ができる方及び期間

- 更正の請求ができる方…申告書を提出した方
- 更正の請求ができる期間…提出した申告書に係る地方税の法定納期限から5年以内
*平成23年12月1日以前に納期限が到来している場合については、納期限から1年以内に限り更正請求できます。

(2) 更正の請求ができる場合

申告書に記載した課税標準もしくは税額等の計算が地方税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより当該申告書の提出により納付納入すべき税額が過大であるとき

例① 申告納期限の特例適用の指定を受けていて、翌期の宿泊税額を混入してしまい、納入すべき税額が過大となつてしまった場合

例② 税率の適用を誤つた場合

例③ 宿泊客から誤つて宿泊税額を徴収してしまった場合

例④ 単純な計算の誤り

2. 地方税法第20条の9の3第2項による更正の請求

(1) 更正の請求ができる方及び期間

- 更正の請求ができる方…申告書を提出した方及び申告書を提出しなかつたため決定を受けた方。
- 更正の請求ができる期間…(2)に挙げる理由が生じた日の翌日から起算して2ヶ月以内に限られます。

(2) この更正の請求は、当該申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実に関する訴えについての判決（判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。）によりその事実がその計算の基礎としたところと異なることが確定したときに行えます。

(3) なお、申告書を提出した方でこの更正の請求をすることができるのは、この更正の請求ができる期間の末日が法定納期限から5年を経過した日以後に到来する場合に限られます。したがって、法定納期限から5年を経過した日の前に(1)の2ヶ月の期間の末日が到来する場合には、地方税法第20条の9の3第1項によって更正の請求をしてください。